



祝！ハタチ 新たな門出をお祝いします

## 令和3年田村市成人式のご案内



延期していた、令和3年成人式を開催します。  
 対象者へ案内（往復はがき）を送付しますので、出欠にかかわらず必要事項を記入のうえ、**8月13日（金）**までに返信はがきを投函してください。  
 対象者で案内が届いていない方は、生涯学習課へご連絡ください。  
 新型コロナウイルスの感染状況によっては中止や変更の可能性ありますので、最新情報は市のホームページなどで随時お知らせします。  
 なお、感染拡大防止のため、**式への参加は事前に申し込みのある方のみ**としますのでご了承ください。  
 開催について、友人や知人の方へのお声かけのご協力をお願いします。

- 日時 9月26日（日）  
受付：午前9時～ 式典：午前10時～
- 会場 市文化センター
- 対象 平成12年4月2日から13年4月1日までに生まれた方で、市内にお住まいまたは出身の方

☎・📠教育部 生涯学習課 ☎81-1215



在宅で児童を養育する保護者の方へ

## 児童1人につき、月額5千円を支給

在宅で児童を養育する保護者の方で、次の要件全てに該当する方へ「子育て支援奨励金」を支給します。  
 ※支給を受けるには申請が必要です。

- 支給要件
  - ①平成27年4月2日から30年4月1日生まれの満3歳から5歳の児童を養育している。
  - ②児童が保育所、認可外保育所または幼稚園などに通っていない。
  - ③児童と同居している。
- 支給額  
児童1人につき、月額5,000円を支給します。  
支給月は3回で8月（4～7月分）、12月（8～11月分）、来年4月（12～3月分）です。

- その他
  - ・月の途中で転出や保育所（幼稚園や認可外保育所）などへの入所があった場合、その月は支給対象月から除かれます。
  - ・転出や保育所などへ入所したときは、喪失届を提出してください。喪失の届出がない場合、奨励金を返還していただくことがあります。
  - ・月の途中で転入や保育所などを退所した場合、翌月から支給対象になりますので、申請をしてください。

☎・📠保健福祉部 こども未来課 ☎82-1000 各行政局



2月13日発生 福島県沖地震で住宅が被害を受けた方へ

## 被災住宅の修理を支援します



2月の福島県沖地震で被害を受けた住宅の修理（屋根や外壁など）を支援しています。  
 被害の程度により、支援内容が異なりますので、まずは都市計画課までお気軽にご相談下さい。

- 対象工事  
住宅で日常生活に欠かすことのできない部分である、緊急的に修理を行うことが適当な部分の修繕工事。  
※倉庫などの非住家や空き家、家電製品等は対象外例：屋根・柱・梁・床・外壁・基礎等の基本部分、ドア・窓等の開口部、水道・電気・ガス・電話等の配管・配線、トイレ・浴室等の衛生設備など。  
※内壁（石こうボード、土壁、ベニヤなど）のみの修理は原則対象外です。



②上記①以外の方（これから修繕をする予定の方など）対象工事費のうち、1世帯当たり30万円（半壊以上の場合は59万5千円）を限度に市が修繕工事を実施します（限度額を超える部分は自己負担）。

- 支援制度の概要  
 <<り災証明書の判定が一部損壊の場合>>  
 税込20万円以上の対象工事を実施し、施工業者へ支払いを完了した方に対して、1世帯当たり10万円を交付します（修繕工事を実施後に申請できます）。  
 ●申請期限 12月24日（申請受付中）  
 <<り災証明書の判定が準半壊または半壊以上の場合>>  
 ①すでに修繕工事を実施し、施工業者へ支払いを完了した方  
 対象工事費のうち、1世帯当たり30万円（半壊以上の場合は59万5千円）を限度に補助金を交付します。

- 申請期限 8月31日（申請受付中）
- 申請方法  
申請書を申請期限までに都市計画課へ提出してください。申請書は都市計画課で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。  
また、施工業者向けの情報も掲載していますので、ご確認ください。  
※制度や申請方法などの詳しい内容は、都市計画課へお問い合わせください。

☎・📠建設部 都市計画課 ☎82-1114 市ホームページはコチラ▶▶▶



低所得の子育て世帯の方へ 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）

## 児童1人につき、一律5万円を支給

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、失業や収入減少の中で子育ての負担も担わなければならない低所得の子育て世帯を支援するため、特別給付金を支給します。

- ▶支給対象者  
次の①②のどちらか一方と③④のどちらか一方を満たす方。  
①3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者、または5月～4年3月までのいずれかの月の児童手当または特別児童扶養手当の受給資格の認定を受けた方  
②①に該当せず、16～18歳のみの対象児童を養育している方  
③3年度住民税（均等割）が非課税の方  
④3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方
- ▶対象児童
  - ・18歳を迎えた後の最初の3月31日までの間にある児童
  - ・20歳未満の心身に一定の障がいがある児童
- ▶給付額  
上記①～④の支給対象者に対して、対象児童1人につき、一律5万円を支給します。
- ▶申請方法  
支給対象者の①③両方に該当する方は、申請は必要ありません。  
それ以外に該当する方は、こども未来課へ申請してください。申請受付は、8月2日から開始する予定です。

- ▶通知の送付時期  
支給対象者の①③両方に該当する方へ、7月中旬に通知を送付します。
- ▶支給方法  
支給対象者の①③両方に該当する方は、児童手当または特別児童扶養手当を受給している口座へ振り込みます。それ以外の支給は、申請書に記載の口座に振り込みます。
- ▶支給時期  
支給対象者の①③両方に該当する方の給付金は、7月下旬に支給します。  
それ以外の支給は、申請書受理後、準備ができ次第順次支給します。  
※詳しい内容は、個別に通知されたお知らせまたは市ホームページでご確認ください。

☎・📠保健福祉部 こども未来課 ☎82-1000

